

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター日田訪問看護ステーション	日田市三芳小渕町三六番	居宅療養管理指導	平三〇・三・三一
〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃
有限会社佐伯ケア・サービス	有限会社佐伯ケア・サービス	佐伯市大手町三丁目四番三号	訪問介護	平三〇・九・三〇
医療法人社団仁泉会	訪問看護ステーションひまわり	別府市中島町一七番六号	居宅療養管理指導	〃
〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃
一般社団法人湯のまち訪問看護ステーション	湯のまち訪問看護ステーション	別府市大字南立石一〇七九番地の一三二	居宅療養管理指導	〃
〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃
有限会社CITAKE	訪問看護ステーションなごみ	宇佐市大字大塚七四一―一	居宅療養管理指導	〃
〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃
有限会社さかもと	ホームヘルパーステーションさかもと	別府市大字鶴見字鶴見原四五四八―一〇八	訪問介護	平三〇・一〇・三一
医療法人財団百善会	介護療養型老人保健施設むらほし	別府市千代町二番五号	介護老人保健施設	〃
医療法人秋水堂	デイサービス踏青	日田市南元町三〇四番二	通所介護	平三〇・一二・一

大分県告示第七百一号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次の介護医療院

開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	開設許可年月日
医療法人博愛会	はやみ介護医療院	杵築市山香町内河野三〇六七番地	介護医療院	平三〇・一一・一
医療法人財団百善会	介護医療院むらほし	別府市千代町二番五号	〃	〃

大分県告示第七百二号
 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなその効力を有するものとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三條の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定を辞退する旨の届出があった。
 平成三十年十二月十一日

開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	辞退年月日
医療法人博愛会	やまが博愛病院	杵築市山香町内河野三〇六七番地	介護療養型医療施設	平三〇・一〇・三一

大分県告示第七百三号
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五條の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることを認定した。
 平成三十年十二月十一日

氏名又は名称	代表者の氏名	所在地	認定年月日
		大分県知事 広瀬 勝貞	

株式会社 板井林業	代表取締役 板井 信二郎	白杵市大字白杵字洲崎七二番地の二 六六	平三〇・一一・二〇
--------------	-----------------	------------------------	-----------

大分県告示第七百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年十二月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年十二月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員		延 長
			メートル	メートル	
一般国道五〇〇号	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四七二番六から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四七九番一まで	前	二五・〇 ）一三・〇	一七・〇	
		後	二七・〇 ）一三・〇	一七・〇	

大分県告示第七百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年十二月十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年十二月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道五〇〇号	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四七一番四から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四九一番四まで	平三〇・一二・一一

警察本部訓令

大分県警察本部訓令第17号

警察本部 警察学校 警察署
大分県警察における音楽隊の運用に関する規程（平成27年大分県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。
平成30年12月11日
大分県警察本部長 石 川 泰 三

第3条第1項中「1人」及び「2人」を削る。
第6条第2項中「隊員」を「音楽隊の職員」に改める。
附 則
この訓令は、平成30年12月11日から施行する。

公 告

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成三十年十二月十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 試験日時
平成三十一年三月八日（金曜日）午前九時から正午まで
- 試験場所
大分市大手町三丁目一番一号
大分県庁舎新館十四階大会議室
- 受験資格
次のいずれかに該当する者
1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したもの
- 3 昭和四十一年十二月二十六日時点において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が三年を超えているもの

四 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

五 試験科目の一部免除

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものについては、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

六 問題数及び出題形式

六十問 四択択一式

七 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成三十一年一月二十一日（月曜日）から同年二月八日（金曜日）までとする（日曜日及び土曜日を除く。）。

なお、郵送の場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きの上、大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）まで書留郵便で送付すること（郵送での申込みの場合は、平成三十一年二月八日の消印のあるものまで受け付ける。）。また、受験願書の提出は、ファックス又は電子メールによるものは、受け付けない。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

八 受験願書の提出先

県内に住所を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品・生活衛生課に提出すること。

大分市外にあつては、住所地を管轄する保健所又は保健部に提出すること。

出すること。

県外に住所を有する者 大分県生活環境部食品・生活衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇―八五〇一）に提出すること。

九 提出書類

1 受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）第一号様式）

2 次の受験資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(一) 受験資格1に該当する者

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

(二) 受験資格2に該当する者

二年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

(三) 受験資格3に該当する者

三年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（製菓衛生師法施行細則第二号様式）

3 職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士で、試験科目の免除を願ひ出るものは、技能検定に合格したことを証する書類

4 写真（出願前六箇月以内に上半身、脱帽で正面を撮影したもの（縦四センチメートル・横三センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

5 製菓衛生師試験通知書（受験票）（六十二円の郵便はがきの表に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入すること。）

6 試験結果通知用封筒（定型規格のもの。宛先欄に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入し、八十二円切手を貼付すること。）

十 受験手数料

九千四百円（願書提出の際納入すること。郵便で申込みの場合は、現金書留または普通為替証書で納入すること。）

十一 その他

1 試験日前までに、受験資格があると認められた者に対して、受験番号を記入した製菓衛生師試験通知書（受験票）を送付するので、試験当日必ず持参すること。

2 受験についての問合せは、県保健所、保健部又は大分県生活環境部食品・生活衛生課に行うこと。

なお、受験願書等の送付を希望する場合は、郵便番号、住所及び氏名を記入した返信用定型封筒を同封（九十二円切手を貼付すること。）の上、大分県生活環境部食品・生活衛生課へ請求すること。

また、電子メールでの問合せは、a13910@pref.otalg.jp（行かん）と。

平成三十年十二月十一日

大分県報（公告）

五